

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワークの評価結果を公表します。

JA 三井リース株式会社の グリーンボンド・フレームワークに対して Green 1(F)を付与

評価対象 : JA 三井リース株式会社 グリーンボンド・フレームワーク

<グリーンボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

JA 三井リース株式会社は、JA グループおよび三井物産系列の大手リース会社である。主要株主は農林中央金庫と三井物産であり、両者の持分法関連会社となっている。2008年4月1日に協同リースと三井リース事業の共同持株会社としてJA 三井リースを設立し、2008年10月1日にJA 三井リースが協同リースと三井リース事業の2社を吸収合併して誕生した。資本面に加え、営業、人事、資金調達などの各面で両株主グループとの結びつきは強く、JA 三井リースは両株主グループの広範な営業基盤や経営資源を活用できる位置づけにある。

JA 三井リースは、グループ経営理念として「Real Challenge, Real Change」を掲げ、よりよい社会と未来のために金融の枠組みを超えて、顧客の思い描く未来のために挑戦し続けることを目指している。2020年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画では、基本方針の一つに「地方創生、地域活性化に資する取り組み」を挙げ、再生可能エネルギーや自家消費型エネルギー関連ビジネスの加速を謳っている。

今般の評価対象は、JA 三井リースが社債により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）であり、本フレームワークがグリーンボンド原則（2018年版）¹およびグリーンボンドガイドライン（2020年版）²に適合しているかの評価を行う。これら原則類は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）および環境省が自主的に公表

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークによって調達された資金は、太陽光発電所、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の取得・開発に係る資金に充当される。また、JA 三井リースは本フレームワークで対象とする適格プロジェクトに想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じるとしている。以上より、JCR は本フレームワークで定める資金使途について、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

適格プロジェクトの選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われる。グリーンボンドによって調達された資金はあらかじめ選定された個別の事業に全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容も適切であると評価されるため、JCR は本フレームワークについて、管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

これらの結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。

本フレームワークは、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしている。

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンボンドの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格資産が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす融資・出資等のファイナンス又はリファイナンス（発行体の出資、融資、リース、割賦契約等の対象資産）に充当される予定です。国内関係会社または海外関係会社が事業を行う場合は、同社に対する貸付金が対象となります。

再生可能エネルギー

以下の（ア）～（エ）のいずれかの再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備の購入、開発、建設、運営等に要する費用。

（ア）太陽光発電

（イ）風力発電

（ウ）バイオマス発電（日本政府が求める持続可能性基準に適合した燃料を使ったもので事業期間を通じてCO₂の削減に貢献するものに限定）

（エ）地熱発電（事業期間を通じてCO₂の削減に貢献するものに限定）

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトの対象は、太陽光発電や風力発電をはじめとした再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待できる。

本フレームワークで掲げられた資金使途は、太陽光発電所や風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電設備の購入、開発、建設、運営に係る費用である。太陽光発電・風力発電・バイオマス発電および地熱発電は化石燃料を代替することでCO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2016年11月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには太陽光発電・風力発電等の再

再生可能エネルギーの普及が不可欠である。太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーの導入は、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。

JA 三井リースは、顧客もしくは JA 三井リースの国内・海外関係会社が運営する再生可能エネルギー発電事業に対して、出資、融資、リース等により資金拠出する。JA 三井リースが顧客と締結するリース契約については、リース契約の対象資産である再生可能エネルギー発電設備の取得資金となり、出資もしくは融資を行う場合には、当該ファイナンスを通じて再生可能エネルギー発電事業の開発、建設等に必要な資金の拠出を行う。

資金使途の対象となるプロジェクトのうち、バイオマス発電事業は、燃料の調達・輸送時等において発生する CO₂ 排出量や、発電による CO₂ 排出削減量を勘案し、事業期間を通じて CO₂ 削減に貢献していることを条件として、適格クライテリアの対象としている。地熱発電設備は、当該設備の建設および運営に際し排出される CO₂ が地熱発電設備の稼働により削減される CO₂ より少ないことを条件として、資金使途の対象として選定される。バイオマス発電設備の燃料の調達について、JA 三井リースは日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達を行っているものを対象とする予定であることを確認している。

したがって、JCR は本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO₂ 排出削減による高い環境改善効果が期待できるものであると評価している。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則および環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

2018 年に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点や CO₂ を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は 2030 年・2050 年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

再生可能エネルギーは同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった課題を克服し、その可能性を發揮することが期待されている。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。JA 三井リースが本フレームワークにおいて資金使途としている再生可能エネルギー発電事業は、グリーンボンド原則およびグリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

b. 環境に対する負の影響について

JA 三井リースは、グリーンボンドの対象となるプロジェクトの審査の際に、対象プロジェクトの建設等が環境に与える負荷、自然災害リスク、周辺住民への影響について、外部機関による技術デューデリジェンス報告書、プロジェクトの運営者による周辺住民への説明などを通じて事前調査を行っている。調査の結果、周辺住民を含めた環境へのネガティブな影響が大きいと判断される場合には、プロジェクトへのファイナンスを行わないこととしている。以上より、JCR は JA 三井リースが環境に対する負の影響について、社内の担当部署および外部の第三者機関のもとで影響を把握し、必要な回避措置を講じていると評価している。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<目標にかかる本フレームワーク>

当社グループは「環境方針」を定めており、「モノ」の入口から出口までのアセット・ライフサイクルを通して、全体最適の視点に基づいたソリューション（ヒト・モノ・カネ・チエ）を提供し、「循環型ビジネスモデル」を構築することにより、お客さまの事業活動や持続的な社会の発展に貢献し、地球環境に配慮した事業活動を行うことを掲げ、法令等の順守、事業活動を通じた環境負荷低減、循環型社会実現への貢献、省資源・省エネルギー活動の推進及び継続的改善への取組を柱として取り組みをしております。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

JA 三井リースはグリーンボンドの発行を通じて、法令の遵守、事業活動を通じた環境負荷低減、循環型社会実現への貢献、省資源・省エネルギー活動の推進及び継続的改善を目指している。資金使途の対象として適格クライテリアで定められているプロジェクトは、太陽光発電・風力発電をはじめとした再生可能エネルギー発電事業であり、グリーンボンドの発行により環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の発展に資することにつながる。これより、グリーンボンドの発行は JA 三井リースが実現したい目標と整合的である。

b. 選定基準

JA 三井リースが策定したグリーンボンド・フレームワークにおける適格クライテリアは、評価フェーズ1で詳述のとおり「適格クライテリアを満たす再生可能エネルギーにかかる融資・出資等のファイナンス又はリファイナンス」であり、JCRはJA 三井リースの選定基準について環境改善効果のある適切なものであると評価している。

なお、上記クライテリアは財務部門担当者が、財務部長、プロジェクト開発部長との協議を踏まえ作成している。

c.プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

グリーンボンドの調達資金が充当されるプロジェクトは、財務部門と担当営業部門が適格クライテリアへの適合性を評価・選定を行い、評価及び選定の過程で担当営業部門は助言を行います。グリーンボンド発行の最終承認は代表取締役社長によってなされる予定です。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンボンドの資金使途の対象となるプロジェクトは、財務部門の担当者が適格クライテリアの対象となる事業に関して専門的な知見を有するプロジェクト開発部と連携の上で選定する。当該プロジェクトを対象としてグリーンボンドを発行することについては、財務部門を起案者とし、代表取締役社長を最終決裁者とする稟議により最終承認が行われる。JCR は当該選定プロセスにつき、専門部署および経営陣が関与しており、適切であると評価している。

JA 三井リースはグリーンボンドに関する目標、選定基準およびプロセスについて、グリーンボンドの発行時に JA 三井リースのウェブサイト上で開示することを予定しており、JCR は投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが想定されるが、本フレームワークによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

<調達資金の充当計画>

フレームワークに沿ってグリーンボンドを発行するたびに、実際に資金使途となる事業の状況や性質に合わせて決定します。

<調達資金の追跡管理の方法>

当該グリーンボンドによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たす資産に充当されるように財務部門が社内の管理ファイルを用いて 充当と管理を行います。財務部門は四半期に一度、資金の充当状況を確認する予定です。なお、対象資産の残高がグリーンボンド残高を下回った場合は、他資産を選定し再充当します。

<追跡管理に関する内部統制および外部監査>

追跡管理の手法に関しては、調達資金の追跡管理に係る社内報告実施時に財務部長によって確認を受けます。外部監査法人による監査対象となる予定です。

<未充当資金の管理方法>

当該グリーンボンドの調達資金が適格グリーンプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金同等物にて管理される予定です。全額充当後においても、評価対象の債券等が償還するまでに資金使途の対象となる資産が売却または毀損などにより、資金使途の対象から外れる場合、一時的に発生する未充当資金は適格クライテリアを満たす他のアセットへ充当される予定です。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンボンドによる調達資金は JA 三井リースの財務部門が対象プロジェクトの残高を確認することで追跡管理される。入出金の記録については財務部門で内容を精査後、経理部門との整合性の確認が行われることが予定されている。また、社債については会計監査の対象であり、適切な統制が働くことが期待される。

調達資金は、調達後速やかに資金使途の対象に充当されることが想定されているが、充当までの間に発生する未充当資金を現金または現金同等物で管理すると定めている。また、資金使途の対象となるプロジェクトがリース契約の解約などにより資金使途の対象でなくなる場合にも同様に、発生した未充当資金を現金または現金同等物で管理する。

JCR は JA 三井リースの資金管理について、調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当される仕組みとなっていること、資金の充当状況について追跡管理が適切に実施される予定であること、資金管理にかかる監査態勢が適切に構築されていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切であると評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンボンドの実施前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティング体制にかかる本フレームワーク>

<資金の充当状況に関する開示状況>

当社ウェブサイトにて、資金充当が完了するまで調達資金の充当状況を年 1 回開示する予定です。レポーティング内容については守秘義務の観点も考慮した上で以下の内容を可能な限り公表するものとします。

- ・ カテゴリー毎の資金充当額
- ・ 未充当資金の金額
- ・ 充当完了の時期

<インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度>

当社ウェブサイトにて、調達資金の充当状況を年 1 回開示する予定です。レポーティング内容については守秘義務の観点も考慮した上で以下の内容を可能な限り公表するものとします。

<インパクト・レポーティングにおける KPI>

- ・ 想定年間発電量及び CO₂ 排出削減量
- ・ プロジェクトの概要

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

JA 三井リースは、グリーンボンドによる調達資金の充当状況について年次で開示する予定である。また、グリーンボンドにより調達した資金の用途に変更が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容を開示する予定である。JCR では、資金の充当状況にかかるレポーティングとして予定している事項は適切であると評価している。

b. 環境改善効果にかかるレポーティング

JA 三井リースは、グリーンボンドの対象資産によるインパクト指標としてフレームワークで定めた環境改善効果を、ウェブサイト上で年に 1 回更新する予定である。

JCR では、JA 三井リースの予定している環境改善効果にかかるレポーティングについて、環境改善効果が定量的に算出及び開示される予定であり、適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

JA 三井リースは、グループ経営理念として「Real Challenge, Real Change」を掲げ、よりよい社会と未来のために金融の枠組みを超えて、顧客の思い描く未来のために挑戦し続けることを目指している。2020 年度から 2024 年度を対象期間とする中期経営計画では、経営理念の実現に向け重点分野に関する基本方針が掲げられており、その一つである「地方創生、地域活性化に資する取り組み」では再生可能エネルギーや自家消費型エネルギー関連ビジネスの加速を謳っている。

JA 三井リースは以下の環境方針を掲げており、事業を通じて環境負荷の低減、循環型社会の実現、省資源・省エネルギーの推進を進めることで環境問題の解決に取り組むものとしている。

JA 三井リース 環境方針

1. 法令等の遵守

環境関連法令及び当社グループが同意するその他の要求事項を遵守すると共に、高い倫理観を持ち、企業に求められる社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた環境負荷低減

環境配慮型機器・サービスの取扱いを拡大することにより地球環境に対する負荷低減に努めます。

3. 循環型社会実現への貢献

契約が終了した設備機器の再利用や、レンタル利用を促す諸施策など、リース・レンタル事業による資源の有効利用を通じて循環型社会の実現に積極的に貢献します。

4. 省資源・省エネルギー活動の推進

社員一人一人が、事業活動が与える環境への負荷を認識し、全員参加による業務改善活動により省資源・省エネルギーの推進を図り、環境と調和した職場を創ります。

5. 継続的改善への取組

環境に関する目標を設定し、定期的に見直しを行なうことにより、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ると共に、環境汚染の予防に努めます。

JA 三井リースは自社での ESG への取り組みをさらに加速するために、サステナビリティ推進委員会を設置した。サステナビリティ推進委員会は、経営企画部管掌役員を委員長として、関連部署の管掌役員等から構成される合議体であり、今後 JA 三井リースにおけるマテリアリティの特定、社内啓発などを目的として活動することが予定されている。社内には、この他にも適格クライテリアに関する専門的知見を有する部署として、プロジェクト開発部がある。社内での取り組みは、必要に応じて外部コンサルタントを活用しており、客観的な意見を取り込みながら、グリーンボンドをはじめとして環境にかかる取り組みを推進する体制を構築している。

以上から、JCR では JA 三井リースの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使用）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：JA 三井リース株式会社（証券コード：-）

【新規】

対象	評価
グリーンボンド・フレームワーク	JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンボンド・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、グリーンボンド・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券等につきグリーンボンド評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンボンド・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価：グリーンボンドにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル